

第 26 回群馬県きのご料理コンクール審査要領

1 目 的

この要領は、群馬県きのご料理コンクールの審査に関し必要な事項を定める。

2 審査員

審査長は、群馬県林業振興課長が務める。

審査員は、料理専門家、主婦(主夫)、主催者および後援者等の関係者の中から審査長が依頼する。

3 審 査

審査は、審査長統括のもとに厳正に実施する。

4 審査基準

大項目	中項目	内 容	配 点	
			1 次審査 (書類)	2 次審査 (本審査)
味 覚	おいしさ	・味、口ざわり、色調 ・食べやすい、なじみやすい	－	3 0
独創性	アイデアの斬新さ	・料理内容、料理名（ネーミング）	2 0	2 0
普及性	材料の入手 調理のしやすさ	・入手しやすい ・手軽に作れる、時間があまりかからない	2 0	2 0
経済性	料理の価格 1 人当たりの分量	・4 人分で 2 千円以内 ・適量であること	2 0	2 0
総 合		栄養、安全性、保存性、楽しさ	1 0	1 0
合 計			7 0	1 0 0